

医療機関で確認したい「安全衛生の役職」

法令義務・努力義務・推奨の整理

医療機関では、規模や業務内容に応じて、置くべき役職や担当が変わります。

法令上の義務、法令上の努力義務、実務上の推奨を分けて整理しておくこと、体制づくりが進めやすくなります。

1. 医療機関で確認したい主な役職

区分	主な役職・担当	主な目安
法令義務	事業者	安全衛生体制整備の最終責任者
法令義務	衛生推進者	10人以上50人未満で法定の中心
法令義務	衛生委員会、第1号～第4号委員（※）	50人以上で必要
法令義務	衛生管理者	50～200人で1人、201～500人で2人
法令義務	産業医（嘱託可）	50人以上で必要
法令義務	過半数代表者	36協定、委員推薦などの労働者側手続
法令義務	ストレスチェック実施体制	現時点では50人以上で必要
法令義務	ハラスメント相談窓口	相談対応の体制整備が必要
法令義務（条件付き）	化学物質管理者、保護具着用管理責任者、各種作業主任者、診療用放射線安全管理責任者	該当業務がある場合に整備
努力義務	両立支援担当・相談窓口	2026年4月から努力義務
推奨	事業場内メンタルヘルス推進担当者、エイジフレンドリー担当、衛生委員会事務局、長時間労働面接指導運用担当	法定役職ではないが実務上重要

※ 第1号＝事業の実施を統括管理する者等（議長）、第2号＝衛生管理者、第3号＝産業医、第4号＝衛生に関し経験を有する労働者

まず何をするか

- 常時使用労働者数を確認する
- 10～49人、50～200人、201～500人のどの区分かを確認する
- 現在置いている役職と、不足している役職を洗い出す
- ハラスメント、両立支援、メンタルヘルスの相談窓口を整理する
- 化学物質、放射線など条件付きで必要になる役職がある部署を確認する

何から着手すべきか分からない段階でも、現場の実情に合わせて、役職整理から運用設計まで支援いたします。お気軽にご相談ください（納谷労働衛生コンサルティングまで）